

# 上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくりの会 「防災まちづくり提案書 報告会」を 開催いたします!!

令和4年11月19日(土) 14時00分～

会場：上高田区民活動センター 2階 洋室1、2号室  
(上高田二丁目 11番1号)

※ お車でのご来場はお控えください。

内容：防災まちづくりの会の活動経緯の報告  
防災まちづくり提案書(地区全域編)の説明等  
(会は1時間半程度を予定しております。)



皆さまのご参加をお待ちしております。



## ■ 新型コロナウイルス感染防止 対策について

報告会にご参加の皆様におかれましては、マスクの着用や手指消毒をお願いするとともに、発熱等の体調不安がみられる場合には参加をお控えいただきますようお願い申し上げます。

また今後、感染拡大の状況となった場合には、報告会を中止させていただくことがございますので、ご承知おきください。

## ■ お問い合わせ先(事務局)

〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 新井薬師前駅周辺まちづくり係

(9階 20番窓口)

TEL: 03-3228-5487 担当: 松村、福井、松原

# 上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区 防災まちづくりニュース



発行元：上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくりの会

2022.10 第16号

## 防災まちづくり提案書(地区全域編)を とりまとめました。

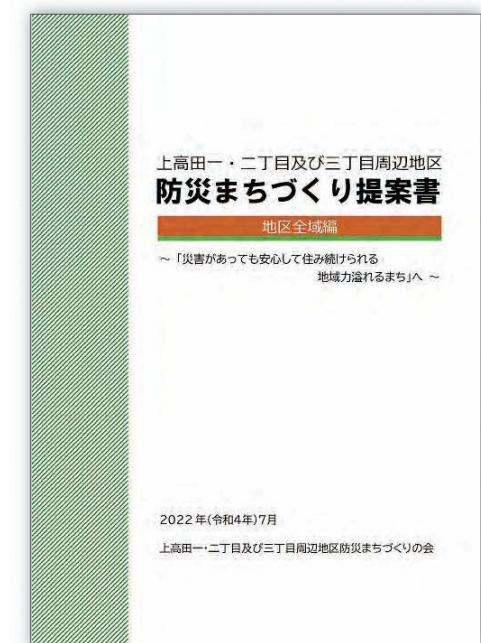
上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくりの会では、平成31年に当会で作成した「防災まちづくり提案書(補助第220号線沿道編)」に続く「防災まちづくり提案書(地区全域編)」について意見交換を進めてきました。

前回の提案書の提出以来、22回におよぶ会合により、地区のまちづくりの課題やその解決方法について議論を重ね、令和4年6月28日に開催した第34回において最終確認を行って提案書を完成させました。

また、区長への提案書の提出を8月30日に行いました。さらに、地区の皆様にも提案書の内容をご理解いただくための報告会を11月19日(土)に開催予定です。この報告会につきましては本紙の最終面を、区長への提出につきましては中面をご覧ください。



グループに分かれての意見交換も行いました  
(第32回防災まちづくりの会の様子)



防災まちづくり提案書(地区全域編)の表紙

### 【提案書とりまとめから報告会への流れ】

防災まちづくり提案書に関する  
意見交換～提案書のとりまとめ

令和元年9月～令和4年6月

中野区長への提案書の提出

8月30日(火) 実施

「防災まちづくり提案書」報告会の開催

11月19日(土) 開催予定

# 防災まちづくり提案書（地区全域編）の概要をご紹介します。

「防災まちづくり提案書（地区全域編）」は、副題として『「災害があっても安心して住み続けられる地域力溢れるまち」へ』を掲げています。地区での「防災まちづくりの3つの目標」、「具体的な防災まちづくりルール等の作成方針」など、基本的な考え方を整理し、さらには防災まちづくりの会会員や町会等の意見をとりまとめ、これらを踏まえて、地区でのまちづくりルール（地区計画）の導入について提案を行っています。

## 1. 防災まちづくりの会の位置づけと活動内容

## 2. 地区の状況

地区での防災まちづくりの課題について、建物や道路の状況等からの危険性を示すとともに、活用すべき資源や、町会等の意見をとりまとめています。

## 3. 私たちの目指す防災まちづくり

防災まちづくりの3つの目標や、ルールづくりの基本的な考え方について整理しています（右図）。



## 4. まちづくり提案

3. の防災まちづくりを実現するために、「私たちが大切に思うこと」、「具体的な取組」という形で、区に検討してほしいことを提案しています（右面をご覧ください）。

## 5. 具体的な防災まちづくりのための地区計画ルールの提案

防災まちづくりのルールとして具体的な項目を提案しています（右面をご覧ください）。

参考. 防災まちづくりの会について

「防災まちづくり提案書（地区全域編）」と、これまでの取り組み、さらに平成 31 年 4 月に作成した「防災まちづくり提案書（補助第 220 号線沿道編）」は、下の QR コードからご覧いただけます。

まちづくり提案書  
【地区全域編】



これまでの取り組み  
【新井薬師前駅周辺地区  
のまちづくり】



まちづくり提案書  
（補助第 220 号線  
沿道編）



# 防災まちづくり提案書（地区全域編）を中野区長へ提出しました。

令和元年より検討を進めてきた「防災まちづくり提案書（地区全域編）」が完成したことから、令和 4 年 8 月 30 日（火）に、提案書を酒井区長に提出いたしました。

提出にあたっては、防災まちづくりの会の赤木会長と、上高田一丁目～三丁目からそれぞれ1名ずつの会員が参加しました。



## 防災まちづくり提案書（地区全域編）の主なページ

### 4. まちづくり提案

P12に示した「私たちの目指す防災まちづくりを実現するために、地区全域での防災まちづくりに関する「私たちが思うこと」と「具体的な取組」として、区に検討してほしいことを以下の1～3に提案として取りまとめました。

#### 提案1: 災害に強いまちづくりを推進するために

私たちが大切に思うこと ○具体的な取組	防災まちづくりの3つの目標との関連
<ul style="list-style-type: none"> <li>■燃え広がらないまちに向けた延焼遮断帯の形成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区全体に燃え広がるのを防ぐ補助第 220 号線沿道の延焼遮断帯の形成促進</li> </ul> </li> <li>■延焼遮断帯形成に向けたルールづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○建物が建替えしやすい仕組みづくり</li> <li>○木造建物が再生産できない、燃えにくい建物とする規制</li> <li>○建替えのルールがしっかりと守られる拘束力のある仕組み</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃えにくく倒れにくいまち</li> <li>燃え広がらないまち</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■老朽建築物の建替えや共同化の促進</li> <li>■延焼遮断帯形成に向けた支援の仕組みづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な建物へ建替えるための支援・助成</li> <li>○倒壊や火災の危険性の高い古い建物や空家の除去</li> <li>○共同化の意向を推進する仕組み</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃えにくく倒れにくいまち</li> <li>燃え広がらないまち</li> <li>安全に避難できるまち</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急車両が通行・活動しやすい道路整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助第 220 号線の整備</li> <li>○道路内にある電柱の対策に向けた取り組み</li> <li>○私道を含めた道路の適切な維持管理</li> <li>○地区計画(※)による道路の拡幅</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃えにくく倒れにくいまち</li> <li>燃え広がらないまち</li> <li>安全に避難できるまち</li> </ul>

【※】地区計画とは  
地区独自のルールを都市計画法などに基づいて定めることができる制度です。  
建物の用途や形態、土地利用などに関するルールを定めることが可能で、新たに建物を建てる際に制限がかかることとなります。

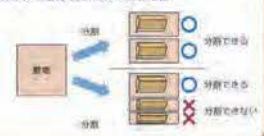
### 5. 具体的な防災まちづくりのための地区計画ルールの提案

P14～16に示した「まちづくり提案」を具体化し、防災まちづくりを誘導していくために、地区計画という制度によりルールを定めることを提案します。

#### 1. 建物や工作物の防災性の向上のために

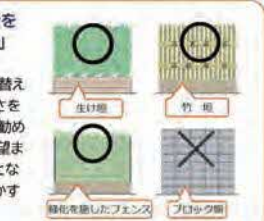
##### ①ゆとりあるまちの形成に向けた「敷地面積の最低限度の指定」

敷地面積の最低限度を指定することにより、敷地の細分化を防止し、安全でゆとりがある住環境を維持していくことが望めます。制限する敷地の規模などは、地区の実態や周辺の状況を踏まえた検討が必要です。



##### ②道路沿いの安全性を高め、環境の保全を図るための「垣または柵の構造の制限」

まちの安全性を高めるため、建物の新築や建替えの際に、道路に面するブロック塀については高さを制限するルールを定め、壁には生け垣の使用を勧めることにより、ブロック塀を減らしていくことが望めます。また、当地区には童謡「たきび」の発祥となった竹垣があります。このような歴史文化を活かすため、竹垣の設置も許容することが望めます。



#### 2. 延焼遮断帯の形成のために

##### ③延焼遮断帯の形成に必要な「建築物の最低高さの制限」

補助第 220 号線沿道において、建築物の最低高さの制限を設けることにより、延焼遮断帯の形成を促すことが望めます。



「4. まちづくり提案」のページでは、防災まちづくりの実現のため、「私たちが大切に思うこと」、「具体的な取組」という形で、区に検討してほしいことを提案しています。

「5. 具体的な防災まちづくりのための地区計画ルールの提案」のページでは、防災まちづくりのルールについて具体的な項目と方向性を提案しています。